

社会民主主義 フォーラム

全国 通信

No.78

2026年
8月25日

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-6-9

DIK麹町ビル704号室

TEL: 03-6272-8135

FAX: 03-6272-8136

Mail: forum-cho@iaa.itkeeper.ne.jp

第221特別国会を振り返る

強権的な高市政権に対峙し 暮らしと平和を守る政治への転換を

突然の総選挙を経て2月18日に開会した第221特別国会は7月25日に幕を閉じました。高市政権は衆議院での数の力を背景に、乱暴な国会運営を繰り返し、国民生活からかけ離れた国家主義的な法案を矢継ぎ早に繰り出しました。一方、立憲・中道・公明の3党は国会内での協力体制

を模索しながらも、5法案・1国会承認事項で賛否が分かれるなどの問題も残しました。現在、立憲内では合流の在り方の議論が進められていますが、特別国会の状況を振り返りながら、合流問題をどう考えていくべきかの一助にしたいと思っています

国民生活を顧みず、強権的な 国会運営に終始した高市政権

吉田忠智・参議院議員

社会民主主義フォーラム代表

7月28日、熊本県を震源とする最大震度7の大地震が発生しました。お亡くなりになられた皆様、被災された皆様に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。猛暑の中での避難生活や復旧に向けた活動が続いています。一日も早く日常が取り戻せるよう、私たちも支援の取り組みを強めたいと思います。

さて総選挙での大勝を経て2月18日から始まった特別国会で、高市総理は現場に無理を強いる年度内の予算成立を求めるなど数にものをいわせて強権的な国会運営を進めました。全野党が反対するなか定数削減法案の審議入りを強行（衆議院）、集中審議に应ぜず答弁を拒否する首相の姿勢（参議院）など、強引な国会運営は6月末から10日間の国会空転をもたらし、政府は結果的に8日間の国会延長を余儀なくされ、7月25日に閉会し

ました。

今国会においては、自民党と維新の会というブレーキのない国家主義的政権の下で、国家情報会議設置法や国旗損壊罪法の制定、国民



の「総意」を切り捨てた皇室典範の改悪、問題点を残す再審法見直し、「大阪ありき」の副首都創設法などが強行されてきました。4月にはこれまで規制されていた殺傷能力のある武器の輸出を可能にする防衛装備移転三原則が閣議決定されました。安全保障3文書（国家防衛戦略、国家安全保障戦略、防衛力整備計画）の見直しも進められており、平和憲法を踏みにじる動きに対して、国会内外での運動強化が求められています。

とどまるところを知らない円安。さらにアメリカ、イスラエル、イランによる戦闘継続に伴い、原油の調達不安やナフサを原料とす

る石油化学製品をはじめ日常生活にまで供給不安が広がり、物価上昇が国民生活を直撃しています。

補正予算もこうした物価高への対策には結びつかず、国民感情を否定する国会最終盤での皇室典範への対応なども重なり、内閣支持率は大幅に低下しました。そして高市首相は食料品の消費税1%を打ち出すなど、この間の「国民会議」の議論を無視するかのような姿勢を強めています。財源もはっきりせず野党のみならず自民党内からも批判がなされています。臨時国会に先送りとなった定数削減法案、「陳述書問題」、そして消費税減税法案など課題は山積みです。

総選挙での惨敗からどのように立憲民主党の進路を定めていくか、提起されている合流問題にどう臨むかなど私たちに問われてきました。6月末から中道や公明党などとの政党間協議が進められていますが、8月末までに三党が方向性をまとめるとしており、今後立憲内で各県・各ブロックの意見集約が行われます。大切にしてきた理念や政策が反映されること、そして自治体議員や党員、支持者の方々が納得できる討論と対応を行うことが求められます。

数の力に依存した 暴走政治にストップを

横田昌三

社会民主主義フォーラム運営委員

政権運営の稚拙さと国会軽視が際立つ

2月18日に召集された第221回特別国会は8日間の延長の後、7月25日に閉会しました。衆議院総選挙で圧勝した高市政権は、参議院で否決された法案の再可決が可能になる3分の2超の議席の力を持ち、すべての委員会で自民党が過半数を確保し、予算案や法案の審議は自民党主導で進めることができるようになりました。

参議院では野党が依然として多数とはいえ、自民党に協力して成果を得るパターンが通用しなくなり、立場の異なる小規模政党がバラバラで立ち向かう構図に変わりました。与党は衆議院の再議決カードを持つとともに、一部の野党の取り込みで参議院での逆転をはかろうとしました。

こうした結果、与党の一方的な日程に基づく委員長職権による開催が常態化しました。高市首相の中傷動画疑惑や陳述書提出など国会軽視が相次ぎました。高市首相の出席した衆参両院の予算委員会集中審議は、計10回で、審議時間は30時間台と、石破前首相の18回90時間に比べ圧倒的に減りました。国会は「熟議と公開」から、数の力の横暴と国会軽視の姿勢にどう抗するかに転換したといえます。

さらに後半国会では、高市首相を巡って、暗号資産「サナエトークン」問題と、自民党総裁選や衆院選でライバル候補や野党を中傷したという「ネガキャン動画」疑惑が浮上しました。高市首相が国会で虚偽答弁を繰り返していた可能性や、中傷動画の大量拡散によって民意が歪められた可能性が問われる問題であり、総理の資質について、3党は連携して追及しました。高市首相は答弁ではなく陳述書提出で逃げ切ろうとしましたが、2週間近く衆参ともに空転しました。また、維新の議員立法のだけのために会期延長が行われました。まさに政権運営の稚拙さと国会軽視が際立った国会となりました。

中道・立憲・公明の3党の取り組み

合流して一つの塊となるはずだった中道改革連合、立憲民主党、公明党もそれぞれが独立することになりました。中道・立憲・公明の3党は、2月21日、特別国会に向けた対応を協議し、幹部間協議の定例化、政策協議の統合、首班指名選挙への対応（3党が一致結束して小川淳也代表に投票）で合意しました。これを受け、3党幹事長・国会対委員長会談（三幹三国）を定例開催するとともに、3党合同政調役員会・審議会、3党合同部会、3党合同PTな

どを設置し、結論の一致を目指しつつ、議論を行い、政策調整や法案対応に当たってきました。

3党は、16本の議員立法を審査し衆院に提出するとともに、多くの法案対応で一致を見ました。一方で、入管法改正案、国家情報会議設置法案、健康保険法等改正案、主要食糧需給価格安定法改正案、皇室典範等改正案、2023年度決算については賛否が分かれました。

3党は、「防衛装備移転三原則の運用指針の見直し（5類型の撤廃）に関する提言」や「メルコスールとのEPA交渉についての要請」「水田政策の見直しに関する提言」「～水俣病公式確認70年を迎えて～環境安全保障の確保を求める要望」など共同で提言や要望を取りまとめ、政府に対し実現を働きかけました。

立憲は、児童扶養手当「所得制限の壁」引上げ法案、主要農作物種子確保法案、被選挙権年齢引下げ法案、障がい児福祉に係る所得制限撤廃法案、空襲被害者救済法案、水俣病被害者救済新法案の6本を参議院に提出しました。また、公債発行特例法改正案や所得税法等改正案、国家情報会議設置法案、健康保険法等改正案、個人情報保護法改正案、刑事訴訟法改正案、皇室典範等改正案、国旗損壊罪法案、副首都法案に対し、修正案を提出し、旗幟を鮮明にしました。

予算を巡る攻防

解散・総選挙によって、2026年度予算の年度内成立が日程的に極めて厳しい状況であったにもかかわらず、高市首相は年度内成立に固執しました。3党は、国民生活に悪影響を与えないよう、政府に「暫定予算」の提出を提案し、暫定予算の年度内成立には野党として協力する姿勢を示す一方で、史上最大規模の122兆円に上る本予算の使い方については、熟議を行うべきだと訴えました。

与党は、3月13日の衆議院採決ありきのスケジュール表を提示し、委員長職権を乱用しました。分科会が37年ぶりに未開催となったほ

か、総理入りの集中審議が1日半に留まるなど、高市首相の答弁機会も大幅に減少しました。一方、3党は共同で衆院に組み替え動議、参院に修正案を提出するなどし、結局、政権は暫定予算編成を余儀なくされ、本予算成立は4月7日になりました。

2026年度予算は、イラン情勢に伴う原油高などの影響に対応したものとはなっていませんでした。3党は、原油高などによる影響調査を共同で実施するとともに、その結果を踏まえ、「緊急提言」をまとめ、「『命』と『暮らし』を守る緊急経済対策」を求める三党合同集会を開催したほか、「緊急経済対策」を策定し、令和8年度補正予算案に対する提案を行いました。政府はようやく6月3日に補正予算を提出しました。しかし、総額3・1兆円のうち、予備費が3兆円となり、財政民主主義に反し政府に白紙委任するものとなっていました。3党は、ガソリン・軽油等の価格引き下げ、低所得者・子育て世帯への現金給付、医療・介護・障がい福祉分野などへの経営支援、地域の実情に応じた事業の実施、循環型社会への転換加速など、政府と同じ規模でも国民が必要とする経済対策が実現されるよう、衆議院では組み替え動議、参議院では修正案を提案しました。

2026年度から2030年度まで赤字国債の発行を政府に授権する特例公債法改正案について、債務残高対GDP比が200%を超過するなど我が国の財政は厳しい状況にあることに加えて、高市政権が掲げる「責任ある積極財政」により、市場の信認が揺らぎ、急速な円安や金利上昇が進行する事態を招くなど、深刻さを増していることから、特例公債の発行期間は、複数年度とするのではなく、以前のように1年間とし、毎年の国会審議を経た上で政府に発行権限を授与すべきとして、3党は反対しました。

被災地の復興のために課することとした復興特別所得税を、防衛力強化という目的も性質も全く異なる防衛特別所得税に付け替えようとする所得税法等改正案について、既に決定された防衛特別法人税の創設とたばこ税の

増税により、税制措置で賄うことを予定していた防衛財源（1兆円強）は確保できる見込みであり、現在の厳しい経済状況で国民に新たな負担を求める合理的根拠はもはや存在しないとして、3党は反対しました。

問題法案に対峙

入管法改正案について、電子渡航承認制度（JESTA）創設は評価する声がある一方、在留許可手数料の引き上げについては、①引き上げ額に関する積算根拠が不明で応益的要素が明らかになっていない、当事者の意見を聞く仕組みがない、②外国籍の生活基盤を直撃はしないかなど、懸念や疑義が残るものであることから、中道と立憲は反対しました（公明は賛成）。

人工知能やビッグデータへの活用に限り、本人の同意のないまま病歴や犯罪歴などの個人情報を提供できるようにする個人情報保護法改正案は、3党は情報の流出や悪用を懸念し反対しました。

健康保険法改正案については、中道は、出産に伴う経済的負担の軽減や高額療養費の見直しを巡って長期療養者の家計への影響の配慮などが明記されたことなどから賛成しました。一方、立憲・公明は、2段階で高額療養費の自己負担限度額を引き上げることが予定される等の高額療養費の見直しや、市販薬（OTC医薬品）との代替性が特に高い薬剤（OTC類似薬）の保険適用の見直しによる患者負担増や受診抑制などの問題があるとして、修正案を提出しました。否決によって、国民が安心して適切な医療を受け続けられる環境が担保されないとして反対しました。

3党が反対した再審法（刑事訴訟法改正案）は、えん罪の被害者らを確実に救済できる内容になっておらず、迅速に救済できる内容にもなっていませんでした。「証拠提出命令」は、再審請求理由と関連する証拠という極めて限定的な範囲であって、かえって証拠が出てこない懸念があります。「証拠の目的外使用の全面禁止」は、国民の知る権利を損なう

とともに、再審請求者や弁護士への萎縮効果が生れます。「幅広い証拠開示」が義務化されておらず、「検察官抗告」も引き延ばしに使われる可能性があります。3党は、証拠の一覧表の提供命令に係る規定の追加、再審の請求理由との関連性を要件としない職権による証拠の提出命令及び開示命令に係る規定の追加、証拠の複製等の目的外使用の禁止に係る規定の削除及び裁判所による証拠の複製等の使用目的の制限その他適当と認める条件の付与に係る規定の追加、再審開始の決定に対する検察官の不服申立ての禁止、検討条項の追加を求めました。

個人情報保護法改正案は、人工知能（AI）開発やビッグデータへの活用を含む「統計作成等」を目的とすれば、本人の同意なく、公開されている病歴や犯罪歴などの要配慮個人情報の取得や、個人データ等を第三者である事業者に提供することを可能とする、いわゆる「統計特例」によって、人種、信条、社会的身分、病歴、障害、犯罪歴、犯罪被害などの、他人に知られたくない機微な情報を本人の同意なく提供することができるようになる大きな問題を有していました。一方、新設される「課徴金制度」の金額や範囲が限定的であり、事業者に対する抑止効果に疑問が残るものでした。団体による差止請求制度及び被害回復制度も見送られてしまっていました。個人情報の保護より利活用に力点が置かれるものとなったことから、3党は反対しました。立憲は、「統計特例」について、要配慮個人情報を対象から除く等の修正案を提出しました。

主要食糧法改正案について、立憲は、法案第二章第二節の「生産者による需要に応じた生産」等の文言には、需給調整の責任や不作・過剰時のリスクを生産者のみに負わせることが懸念されるとして反対しました（中道・公明は賛成）。

防災庁設置法案やACSAなどについては、3党は賛成しました。

「国論を二分する政策」への暴走

高市首相は、第2次高市内閣を「高市内閣2・0」の始まりと宣言し、「自由民主党が総選挙で掲げた『政権公約』及び日本維新の会との間で正式に交わした『連立政権合意書』の内容を、一つ一つ実現していく」ことを強調しました。連立政権合意書は、「戦後80年にわたり、国のかたちを作り上げる過程で積み残してきた宿題を解決する」として、スパイ防止法、インテリジェンス（情報収集・分析）機能の強化、対外情報庁創設、防衛装備移転原則「5類型」撤廃、防衛力の抜本的強化、憲法改正、日本国国章損壊罪、皇室典範改正、旧姓使用法制化、外国人政策の厳格化、衆院定数削減、副首都法案等まさに「国論を二分する政策」が盛り込まれていました。

高市政権は4月21日、「防衛装備移転三原則」の改定を閣議決定し、三原則の運用指針を見直し、武器輸出の目的を限定してきた「5類型」を撤廃しました。戦後、日本が「平和国家」の理念のもと制限してきた殺傷能力のある武器輸出が、全面的に解禁されることになりました。3党は、「防衛装備品の運用指針の見直しおよび厳格化に関する提言」をまとめ、防衛装備移転の厳格化や国会の関与の強化など慎重な検討を求め、平和国家としての歩みを外さぬよう、政府に冷静な判断を促しました。

国家情報会議及び国家情報局を設置する国家情報会議設置法案について、中道・公明は附帯決議で懸念点を担保できたとして賛成しましたが、立憲は、既存のインテリジェンス機関を格上げしてより多くの情報を収集しようとする一方で、民主的統制のための独立機関の設置検討や、日本国憲法が保障する基本的人権の不当な侵害の防止、政治的中立性の確保のための措置等が欠けているとして、参院で個人情報やプライバシーの保護に必要な歯止めとなる措置を講じるなどの修正案を提出し、反対しました。

高市首相の肝いりの国旗損壊罪の新設は、「国旗を大切に思う国民感情を保護するため、国旗を損壊する等の行為について罰則を定め

る」ものになっていました。しかし、政府への抗議を含む国旗を用いた表現行為への萎縮効果をもたらし、自由や人権保障が大きく後退します。また、「不快」や「嫌悪」という主観的で曖昧な感情を犯罪の要件としており、罪刑法定主義の原則にも反するといえるものでした。具体的な立法事実が明確ではないまま、憲法が保障する表現の自由や思想・信条の自由を侵害することは認められません。3党は反対しましたが、国民民主が一部修正で合意し成立に至りました。

4月12日の自民党大会で、高市首相が1年以内の改憲案の発議を宣言し、衆議院の憲法審査会では、法制局の作成した緊急事態条項の条文のイメージ案をもとに議論が始まりました。参議院憲法審査会では、憲法改正の議論は合区解消を優先すべきだという見解が示されました。そうした中、「公選法並び」に改正する改憲手続法改正案が提出され、3党も附帯決議を付して賛成し成立しました。しかし、より重要な広告規制の問題は放置され、インターネットやSNSの利用や広告規制も手つかずで、公正な国民投票にはほど遠く、「宿題」が残ったままの国民投票は断じて認められません。

退位特例法に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応として、皇族数確保のための皇室典範改正に向けた「立法府の総意」のとりまとめが行われました。中道・公明は婚姻後の女性皇族の身分保持を基本とし、「皇族数確保のためにはあらゆる方策を選択肢として追求すべき」として養子縁組案も例外的に慎重な制度設計を求めました。その結果、「連立合意書」では、安定的な皇位継承のため、旧宮家の男系男子を養子として皇室に迎える案を「第一優先」としていましたが、正副議長のとりまとめと、提出された皇室典範改正案は、婚姻後の女性皇族の身分保持を基本とし、例外的に養子縁組を認めるものとなりました。中道・公明は、今回、合意できなかった配偶者と子の問題や女性天皇の是非を含む本来の安定的

(6)

な皇位継承の方策について、将来の立法府の意思に委ねるべく附則の検討条項と附帯決議で方向性を担保しました。皇族数確保のための改正であるにもかかわらず、養子の子孫が男子だった場合の皇位継承権が法文上読み取れることについては、正副議長の「とりまとめ」を超えるものであり「立法府における将来の検討を先取りしたり、これを縛ったりするような趣旨のものではない」ことを確認し、典範改正案に賛成しました。

一方、立憲は、女性皇族の婚姻後の配偶者・子を皇族としない案は不自然であり、家族一体で活動できるようにすべき、宗系びん乱を招きかねないとして禁止されてきた養子禁止の伝統に例外を設ける規定は認められない、総意というのであれば女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持に限り迅速に行うべき、安定的な皇位継承の本質論がたなざらしになっており、新たな全体会議で充実した審議を行った上で結論を出すべきであるとの立場で臨みました。

結果、①皇族の養子に関する事項に係る皇室典範の改正規定を削る、②女性皇族婚姻後の配偶者と子の身分についての検討を加えるなどの修正案を提出し、原案には反対しました。

延長国会の最大の焦点が、いわゆる維新の肝いりの副首都法案でした。南海トラフ地震を想定しないなど「災害時のバックアップ機能の実効性」が不十分であり、多極分散どころか「ミニ東京」への重点投資になりかねず、東京一極集中の解消につながるかも不透明なものでした。巨額の財政負担の懸念があるのに、必要な経費・予算も明らかにすることができませんでした。附則で特別区を設ける副首都の「都」への名称変更を抱き合わせで可能としていることは、地方自治法および憲法違反の疑義が払拭できず、特別区の設置の住民投票期間と議員及び長の選挙期間とが重複し、公正を害する懸念がありました。3党は、自然災害に備えた国家の統治機能の継続性や

東京一極集中の解消は必要ですが、「大阪の、大阪による、大阪のための」法案であり、「大阪都構想」ありきの維新の党利党略でしかなく、生煮え法案の上、問題が山積していることから反対しました。

衆議院の選挙制度については、衆議院議長の下に設置された選挙制度協議会で超党派で議論しているにもかかわらず、維新が定数削減を改革のセンターピンだと要求しました。法施行後1年以内に協議会の結論が出ない場合は、比例代表45議席を自動的に削減する内容の公職選挙法改正案が提出されましたが、全ての野党の結束で臨時国会に先送りさせることができました。一方、裏金問題をきっかけに問われた企業・団体献金の問題について、3党は規制強化案で一致したが、与党の有識者会議丸投げ案、参政・みらいの禁止案と、意見が分かれ、結論を見ることはできませんでした。

秋の臨時国会に向けて

秋の臨時国会では、定数削減法案に加え、「所得に連動したきめ細かな給付」の「先行導入」や「飲食料品の消費税率」の引き下げ法案、熊本地震対策、給与法改正案などが焦点となります。内閣改造や自民党役員人事も9月に予定されており、裏金議員の登用も見込まれていますが、政治とカネの問題も残されています。

3党は臨時国会に「新たな体制」で臨む目標を共有し、組織、選挙、政策の協議を進めています。現時点で結論がどうなるか見い出せませんが、アクセル役の維新によって右旋回し「国論を二分する政策」に邁進する高市政権にどう対抗し、オルタナティブとなる社会ビジョンを提起し、「生活ど真ん中」の政治をいかに実現していくのかが問われていることは間違いありません。